

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成24年5月16日(水)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京高等・地方・簡易裁判所第一中会議室
- 3 参加者等

司会者 三 浦 透(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 大 善 文 男(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 竹 下 雄(東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 川 原 隆 司(東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 戸 塚 一 夫(東京地方検察庁公判部検事)
検察官 天 川 恭 子(東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 宮 田 桂 子(第一東京弁護士会所属)
弁護士 飯 塚 順 子(東京弁護士会所属)
弁護士 藤 田 充 宏(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

では、始めさせていただきたいと思います。本日、司会進行を務めさせていただきます、東京地裁刑事21部で裁判官をしております三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員経験者の皆様には、大変お忙しい中、またお暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

裁判員裁判も施行されましてまもなく3年ということで、常に運用の見直し等をしているところですが、裁判員経験者の方々のご意見というのがその中で最も重要なものになりますので、本日も忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思います。

本日の進行ですが、テーマは三つほど用意してございます。1番最初が

「裁判員裁判の公判の在り方について」、そして2番目が「評議の在り方について」、3番目が「守秘義務等について」ということにさせていただいております。この順番で基本的に議論をさせていただきたいと思います。

それでは、今日参加していただいた裁判員経験者の皆様にこれから意見を言っていただく前提といたしまして、大体どんな事件に参加したかということ順番に簡単にお聞かせいただければと思います。それでは、1番の方からお願いできますでしょうか。

1番

覚せい剤密輸事件ですね。

司会者

争いがあったかどうかくらいもお願いしていいですか。

それと、併せて何か裁判員裁判について総括的な感想でもあれば一緒にいいですか。

1番

被告の方は否認されまして、覚せい剤の運び屋だったんですね。それで「私は関係ない、単なる主婦に過ぎない。」というふうな主張でしたので、一応裁判員としてその結果が知りたいので、気にして、こちらの裁判所に電話しまして、上訴したのか聞いたら、上訴されましたと。その結果をどうなったか知りたかったんですが、いつごろ高裁で行われたのか知らなかったの、インターネットなんか見ても全然載ってませんでしたので、新聞社の方がいらっしゃって教えていただいて、「あれは高裁まで行って、また高裁でも有罪になりましたよ。」ということで。

司会者

ありがとうございます。それでは、2番の方、お願いいたします。

2番

12年前に起きた殺人事件なんですが、この被告人が盗みか何かで捕まっ

て、そのときのDNA鑑定で、12年前の殺人事件が分かったという裁判でした。殺人事件です。

司会者

争いはあったんでしょうか。

2番

なかったと思います。本人は自白しておりますし。ただ、「覚えてない。」という言葉が被告人からはありましたけども、それは信用できないということで、進んだような感じがしますけれども。

司会者

じゃ、覚えていないというところで、その点については裁判所として認定をする必要があったと、こういう事案でしょうか。

2番

そうですね、はい。

司会者

ありがとうございました。それでは、3番の方、お願いいたします。

3番

事件は、覚せい剤取締法違反と関税法違反。香港から6キロの覚せい剤を密輸した事件です。密輸して、成田空港の税関で発見されて捕まった。

司会者

何か無罪を主張しているとか、そういう争いは。

3番

被告人は、無罪の主張をしてましたが、有罪ということで判断されました。

司会者

ありがとうございました。次に4番の方、お願いいたします。

4番

強姦致傷事件だったんですけれども、犯人がもう自供もしましたし、量刑

だけの話という形になったんですね。結局、最終的には高裁に上訴したという形になって、その結果がちょっと分からないんで、どうなのかなというのがあります。

司会者

ありがとうございました。5番の方、お願いいたします。

5番

私が担当したのは強盗致傷の事件です。被害者は未成年で、被告人は成人でした。監禁の上、暴行を加え、現金の奪取があったということで、最終的には判決が下りた事件です。ただ、最初から金品を目的としたかが評議の対象となりまして、そこがポイントであったとは思いますが。以上です。

司会者

ありがとうございました。6番の方、お願いいたします。

6番

はい。私の場合は傷害事件で、長男の方が実父をハンマーで殴りかけて、包丁で切りつけて、幸いに命は無事だったんですが、そういう事件でした。

司会者

特に無罪を主張したとか、そういうことではないわけですか。

6番

被告人の方にちょっと同情すべき点があって、執行猶予の判決が下りております。

司会者

ありがとうございました。7番の方、お願いいたします。

7番

私が担当した事件は、日常生活で追い詰められた被告が自殺をしようと思いきり、道連れに通り魔的犯行を行ったという事件でした。殺人の方は未遂で、被告の方も、自分がやったことは、その後というか捕まった後に冷静

に考えられるようになって、後悔していると考えられるようになったということです。論点の方は、被告がそのような状態に至るような生活状況の話の方でちょっといろいろありました。

司会者

ありがとうございました。8番の方、お願いいたします。

8番

二十代の二人の若者ですね。先輩後輩の関係の二人が、路上で複数の人間に恐喝、暴行、取ったカードをATMで使って、詐欺になるんですかね。それで、二人とも情状酌量を求めて、罪をやったやらないの争いはなかったんですが、結果として、二人とも執行猶予にはならず実刑になりました。そのような事件でした。

司会者

ありがとうございました。

それでは、最初の話題事項からお聞きしたいと思いますが、裁判員裁判を経験されて、それが分かりやすかったか、あるいは分かりにくい点があったかという辺りを、まずお聞きしたいと思います。

今、一通り聞きましたところ、自白事件もありますけれども、いろいろな点で争いのあった事件もあるように伺われました。何か、言っていることが分からないとか、証拠調べの中身が分からないとか、何を求められているのかが分からないとか、いろんなことがあると思うんですけれども、どんな点でも結構ですから、分かりやすかったか、分かりにくかったか、その辺についてどなたかご発言いただけますでしょうか。

2番

私が参加しました事件の場合は、12年後に判明したということなんですけれども、検察官からの取調べのビデオなんかでは、「こうやってやった。」とかいろいろ話しているんですが、公判の中で、「そのことは覚え

てない。」とか言い出しました。それで、裁判官や検察官から質問されても沈黙なんですね。その沈黙がすごく長くて、非常にこちらもいらいらしましたし、進行がかなり阻害されたんじゃないかと思いますが。でも、あんなものなんでしょうかね、よく分かりませんが。

司会者

被告人がどういうことを言いたいのかがよく分からないという。

2 番

それもありますし、その検察官の取調べの段階では認めたことを、今度公判の場で覚えてないとか言い出しているわけですね。そうすると、私もそのDVDを見せていただきましたけれども、そこではちゃんと首を絞めた状態とかそういうことまで動作も交えてやっているんですけど、それは公判の場では覚えてないとかというんですけれども。まあ、それは弁護士さんからの入れ知恵なのか分かりませんが、そういうことをどう判断していいのかと思いますね。ちょっと迷いはしました。

司会者

それは、判断する上では、やっぱりDVDを見たことというのは良かったですか。

2 番

それは良かったです、はい。ですから、殺人事件ですので、本当のことをいろんな、何というんですか、非常に大変な場面もあるんでしょうけど、そういうことはある程度隠されているのかどうか分かりませんが、できればすべてを見せていただきたかったような気がします。写真とかですね。現場の写真とか、ご遺体の状況とか。本当は何もかも見せていただきたかったような気がします。

司会者

そうすると、公判で見られた証拠がかなり限られていたという印象をお

持ちだと。

2 番

気がします。この事件の場合は、お一人で留守番されていた娘さんが、盗みに入ったといわれるその犯人と鉢合わせをして、争いになって、殺されたという形なんですけど、それでその後にもまた犯人は自慰行為を行ったりとか、非常に、何と申しますか、許し難い感じなんですけれども、それを大分後に帰宅されて発見されたお父さん、お母さんは、やっぱりあまりにも無惨で、衣類も着せたしということで、そういう形なんです。ですから、もっと本当は現状はそれを信ずるかということなんですけど、それは親御さんにとっての気持ちは忍びないですからね、幾ら何でも。そういうことであれなんですけど、やっぱり何ていうんですかね、我々が、国民が、こうやって参加する場合にも、世の中はこんなものだという、もっとはっきり見せていただきたいと思うんです。隠さないでほしいと、私はすごく思ったんですけれども。ですから、私は最初からこんなこと言っただけなんですけども、憂うつだったんですけれども。

司会者

分かりました。そういうもっと関係する証拠と申しますか、何でも見て、事実を把握したかったと、そういうお話だと思いますけれども。

2 番

そうですね。盗むためにに入ったということなんですけど、ひょっとしたらわいせつ目的で入ったのではないかということも気になってきまして。それで、あくまでも検察側は盗みに入っただけということで始まっていますので、それは証拠とかいろんなものの自白とかあるんでしょうけれども、そのことについてもすごくやっぱり気になったんです。ひょっとして、そういうことを我々は見逃しているのかも分からないし。そうだとしたら、すごくやっぱり悔しいですね、私としては。ちゃんと知りたかったような気が

するんですけど。それは司法捜査とかいろんなことの問題もあるんですけども。

司会者

ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。審理をしていて分かりにくかったとか、そういう点はありますでしょうか。

8 番

ある程度、取調べは可視化されていたということですよ、今の2番の方は。

2 番

そうですね、はい。

8 番

私の事件は非常に分かりやすかったですね。やってないというんじゃないくて、やっていると認めてるんで。で、検事さんが結構厳しく突っ込みを入れてて、特に二人の若者の先輩の方ですね。弁護士は一生懸命情状酌量を求めているんですけど、検事さんが突っ込みを入れると何かうその部分が現れてきて、非常に分かりやすかったです、うちの事件は。

司会者

8番さんの事件は、被告人が二人いた事件ということなんですか。

8 番

はい。

司会者

被告人が二人いると、一人の場合よりも判断しなければならないことが多くなるのかなと思うんですけども、その点はどうだったですか。

8 番

先輩の方がお金持ちなんですよ。で、後輩の方が貧乏なんですよ。で、先輩の方が金持ちなのに、お金を取るために恐喝しているんですよ。それ

だけに罪は重いかなと思って情状酌量を求めてるんだけど、検事さんが突っ込むと、実はその事件をやった当時に彼女とデートに行っって高額な買い物をしたり食事をしたりしたというのが露見したりして、やっぱり分かりやすかったですけどね。

5 番

評議で、事実確認といいますが、最終的に行われた行為を判断すればいいだけであれば、かなり証拠であったり、裁判官の説明、検察官の説明も分かりやすく、裁判員の方も何の戸惑いもなく、ある程度事実として被告人はこういう行為をしたんじゃないかという結論は出たと思うんですね。

ただ、結局、先ほど話にも出たんですけれども、裁判員にも量刑の部分での判断を求められてしまうと、私たちは全く知識がない状態で、例えば何も分からず10年と言う人もいるかもしれないですし、極端な話100年と言う人もいるかもしれない。実際に、その事件がどういう年数なのかという基本的な情報は最終的には開示はしていただいたんですね。何ていうんでしょう、統計的なものといいますが、今までの判例で示していただいたので、ある意味それに乗っかるというか、それをベースに判断したというところがありました。

あとは、素人からすれば、最後にお金が動いたのは事実でも、これは間違いなく事実なんですね。実際にATM等からお金が動いているんです。でも、それを暴力のスタートした段階で考えていたのか、それとも、後半のもう暴力なんて終わった後でお金を取ったのかということだけでも全く量刑が変わってくるということになりますと、やはりそれはちょっと裁判員のレベルではかなり悩んだといいますが、その後、実刑であったり執行猶予なんていう話になってくると、そちらに引っ張られてしまって判断が迷ってくるということもあったんで、やはりその辺りはかなり迷った点ではあります。

実際に行われた事実、最終的な事実は分かったんですけれども、その途中

の心の動きを，ある意味情況証拠で明確な人の心は読めるわけじゃないので，ある意味こうなったんであろうという一般論みたいな形で判断しました。迷うところではあります。

7 番

裁判員裁判自体が，今までが判例に則って量刑を決めるというのがちょっと国民感情にそぐわないんじゃないかというのがあって導入された制度だとは思っているんですけども，そういう中で，今回，被害者と加害者双方に一般の人がなり得るような案件を担当させていただいて，うれしいですね。

普通に生活している者としては，どちらかということ加害者よりは被害者になりやすいのかなというので，私はすごい被害者には同情するんですけど，裁判というのは被害者のために裁く場じゃなくて，加害者がどう更生するかのための場所が裁判だというのは，知識としては知ってはいたんですけど，それを鑑みて量刑を判断しましたが。

でも，さっきも言ったように，一般的な人だと，自分が加害者になるかもというふうな生活を送るかというよりは，自分が被害者になったらどうだろうというので，普段ニュースとかで判決を見ていると思うんです。それを考えると，その辺の認識で裁判員と一般の市民の人たちで，ちゃんと同期がとれてる運用なのかが悩ましいと思いますね。

司会者

皆さんお聞きしてますと，量刑判断とかについて非常に悩んだところと思いますけれども，そもそもの例えば検察官の主張，弁護人の主張というのが，ずっと飲み込めるものだったかどうか，この辺りはいかがでしょう。

4 番

僕の案件というのが，ある程度もう犯人は決まってて，分かりやすい事件ではあったんですけども，その量刑という部分になると，何でこれで

これぐらいになるのかというのが分からないんですね。それで、弁護人の方は大体このぐらいが妥当だろうと求めてくるし、検察官の方はこれぐらいだと出してきて、それで我々はそれを審議するわけなんですけれども。

最終的には、何となく裁判長の方がどうでしょうねという感じで、何かうまく乗っけられちゃったという言い方はおかしいんですけど、何かそんなような、ずっと乗っていくような感じになって、みんながこれだったら妥当だねという線に落ち着いたことは落ち着いたんですけど。じゃ、それは何でそうなったのって細かく突っ込まれちゃうと、何だろうというところがあるわけです。だから、その辺が、我々としては判断基準というのがまるっきりないわけですから、それをもう少し明確に分かるといいなとは思ってるんです。

司会者

否認している部分、争っている部分についての認定について、それぞれ主張や立証が分かりやすかったかどうかはいかがでしょうか。量刑の話は大分発言が出ましたので、量刑以外のことについて聞きたいんですけども。

最初に伺ったときにも、争いがあった事件もあったと思うんですけども。では、証拠調べの中で、この証拠は分からないなというのはありましたか。分かりにくい証拠、専門的な事項が出てきたものとか。

5 番

具体的な物を出していいのかが分かりませんけれども、実際に包丁を法廷で見せられたんですね。要は、包丁で脅かしたという前提で皆さんに配ったんですけども、キッチンには通常あって、キッチン側に歩いたときに、これで例えば刺したらどうのこうのというコメントをして脅かしたんだよということで、それを見せたんですけど、私はあまり、それ自体は逆に検察官の誘導というか、実際に血がついていたり使われた形跡があるもので

あれば意味があると思うんですけども、ただ単にその包丁を、何の意味もないといいますか、それを脅かした材料として見せた行為自体、私はあまり納得はいかなかったです。もしかしたら個人的な意見かもしれませんがけれども。

司会者

それは調べる必要なかったという。

5 番

そうですね。あくまでも恫喝したというレベルで、何もその包丁までは、わざわざ見せるのは、逆に裁判員を意識した行為なのかなと私は思ってしまう。

司会者

最初のほうの発言で、証拠が割と絞られていたので、本当は出てきてないものもたくさん見たかったというような発言もあったと思うんですけども、むしろ。

5 番

ただ、それが使用されたという前提であれば。単なる状況証拠からすると、これを手に持って脅かしたというレベルであれば、それを見せるまでも。そこにはキッチンのワンフロアといいますか、キッチンもあるわけだし、包丁ないし尖ったようなものを持つという行為はあると思うので、わざわざそれが使用されてない状態で見せるという意味では、やはり殺意とかそういうものを示したかったということなのかがちょっと。逆に言うと、分かりやすかったかどうかというか、それを見せた意図がいまいち伝わってこなかった。

8 番

そういえば、うちのチームで証拠で分かりにくいのがありました。後輩はね、ボクシングの選手なんですよ。だから、暴力の技術がありますよね。

あと、先輩はサッカーの選手で、体力もあるんですよ。その二人が殴るけるの暴行をしたというんだけど、その写真を見ると、何か大して被害を受けてないような感じに見えたというのがありましたね。その辺の説明がうまくされなかったかなと、ちょっと不思議でした、そこは。もっとひどい症状になったんじゃないかなと思ったんですけど。

司会者

そのほか、証拠調べをされていて、これは何のためにこういう証拠調べをしているんだろうとか、証拠の意味が分からないなという経験をされた方はいらっしゃいますか。

裁判所として、いつも裁判員裁判の予定を立てるときに悩ましいところが、関係者を証人として実際にお呼びするべきか、あるいは捜査のときに供述調書という形で書面にまとめられたものがあれば、それを調べてよしとするというか、そこら辺が非常に常に悩ましいところではあるんですけども、その辺についてはいかがでしょうかね。証人調べを経験された方、あるいは書証で供述調書で聞いた方というのは、それぞれいらっしゃると思うんですけども、その辺について感想はございますでしょうか。

2 番

私の場合はとにかく12年前の事件のことがありますし、証人として出席されたのは法医学者の方、検死をなさった方、それからお父さん、お母さん、それからお兄さん、被害者の。それだけでしたので。ですから、時間がたってしまったこととかいろんなことで、それぐらいしかもうあれがなかったんでしょうか。

司会者

法医学者の証言というのはいかがでしたか。分かりやすかったですか。

2 番

それは分かりやすかったです、はい。ちゃんと写真も見せていただきま

したし。

5 番

私は、被告人のいわゆる共犯者のインタビューというか、そういうのがあったんですけど、やはり文字だけで読むというと、その書いている側の意図が加わっているような気がして。あと、二人の話を聞いて質問もできるんですね、裁判員として。なので、そのときに例えば矛盾点があるかどうかとか、そんな突き詰めた質問ではないにしても、二人の供述、言っていることが正しいかどうかを、ある意味確認できる場ではあるので、やはり文字だけで紹介といたしますか読み上げられた証拠よりも、直接話ができる時間が少しでもあれば、もしかしたら最終的な評議に誤りがなくできるのかなというような感想は持ちました。

あと、先ほどの話のように、何となく、これも感情論だと思うんですけど、やっぱり本当にその行為をした人かどうかというのは、やっぱり人間って、私のこれはちょっと個人的な意見かもしれないですけど、出る部分といたしますか、ある程度人は、その人生が顔に出たり、行動に出たり、言葉に出たり。言葉が何かあまりたどたどしい方が、例えば供述調書の行為がとてもできないんじゃないかというような、そういった矛盾点のようなものが見えてくる場合もあるので、やはり直接、なるべく多くの方の意見を直接聞ける場というのはかなり良かったと思います。

司会者

5 番さんの事件は強盗致傷の事件で、被告人が当然法廷で話すわけですがけれども、証人として聞いたのは共犯者の人ですか。

5 番

共犯と被害者。

司会者

共犯者と被害者、二人証人で聞いて、それによって文字だけでは分から

ないところまで確認できて良かったということですか。

5 番

犯人は、やはりお金を最初から目的じゃないというところが弁護側の主張されていることなわけで。でも、本当にその辺りがそうだったのかは、共犯者の意見、被害者側はもちろん最初から取られるおそれがあったというコメントしか出ないので、むしろ共犯者の意見を聞いて、あとはその被害者の言っている調書と一致しているということであれば、状況証拠的に、やはり最初から取らないというような判断がされるんじゃないかというような、一応つながってきた、自分の中ではつながってきた気がしました。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。証人調べがあった事件の方もいらしたとは思いますが。

4 番

僕のとりの場合というのは、証人といっても、当然被害者の方が直接証言したのと、あとは被告側の証人がほとんどだったので。それも何か弁護士側の方からの、何というんですか、情状酌量をするための証人というのが多かったものですから、その意味で本当に証人の方がどういうあれなのか、今のほかの事件とちょっと違うのかなとは思いますが。何か、そういうところがちょっと異質に感じたんですね。

司会者

調べたのは情状関係の証人ばかりだったんですか。

4 番

そうですね、被告側の親戚、親兄弟、親戚、そういう方ばかりで。当然、被害者の方は直接出ましたけども、それは別として、あとはそういう関係ばかりなんで、何かもっと具体的に分かるような、事件が分かるような証人尋問じゃなくてということで、情状酌量するための証人という形しか

なかったです。

司会者

4番さんの事件は強姦致傷でしたか。

4番

強姦致傷です。

司会者

被害者の方も証人として出てこられたわけですか。

4番

ええ。ですから、ビデオなんですから。

司会者

それについてはいかがですか。被害者が証人に出てこないというやり方もあるとは思いますが。

4番

あるみたいですけど、やっぱり直接しゃべっていただいたんで、どういう事件か概要が分かって良かったと思います。ただ、あそこまで、この顔までさらしていただいたんですけども、そこまでする必要があったのかなという。ビデオに撮る、そこまであったのかなというのはちょっと感じました。

司会者

ビデオリンクで、別室で、被害者の顔は当然傍聴席の方とかは分からないわけですね。

それでも、やっぱりそこまでやる必要があったのかなという感じもお持ちですか。

4番

多少は持ってます。一応その前に、裁判官の方が、この方は知らないですって裁判員の人にみんな一応聞いてからやったんですけども。そうは

いっても、どこかで見たことあるかもしれないというのがあったから、そこまで顔までさらしてもいいのかなというのがちょっと。

司会者

概要がよく分かったということですがけれども、被害者がビデオリンクで話したからこそ、分かった部分というのものもあるわけですか。

4 番

というか、真実味があるというんですか。ただ文書を見ているだけだと分からないこともありますからね。

7 番

私が担当した案件は、被告人が罪を認めていて、それに至った環境について主に話をしたんですけれども、その中で証人として被告人の方と、あと精神に問題があるかどうかということがあったので、お医者様のほうがついていたんですけれども。被告人がちょっと境界知能というのがあって、一般の知識というか知性に追いついてないところが若干見受けられはしたんですけれども、それに対してご両親が決めつけにかかって、それを裏づけしてくれるお医者様を過去に何人も探してというふうに。医者診断が、この人は問題がないよというのも半分くらい出ているし、この人は統合失調症だよとかというふうに決めつけるような判断も何人も見つけている方だったんですね。

でも、実際の法廷の場では二人のお医者様の方で、「この人は統合失調症である。」という判断をしたお医者様と、もう一人は「病気ではなくて、ただ精神的に不安になっているだけです。」という判断があったんですけれども。

被告人の言っている言葉は、ちょっと知能が追いついてないこともあって一般の言葉とは違うんですけれども、一般の感覚に置きかえることができる内容で、そういうふうに過去何人もお医者さんにもちょっと決めつけられて、

自分を認めてもらえないだとかそういう環境が実際あって。その法廷の場でも、そういうふうに決めつけるお医者様がいたんですけど、そういうのがあって、こういうお医者様や両親に決めつけられ続けたら、この被告人は追い詰められたんだらうなというのがすごい実感できる場だったので、証人を呼んでいただいたのはすごい分かりやすかったです。

司会者

お医者さんという専門の方が二人も出てしまうと、なかなかそれはそれで難しいところというのもあるのかなというふうに思いますけど。

7 番

そうですね。検察官側が呼んだお医者さんと、弁護士側が呼んだお医者さんが来て、過去に何人もお医者さんがその人の判断をしてるんですけども、ぴたりと同じような診断になっているのはほとんどなかったんです。統合失調症は何人かで決めつけて病院に無理やり強制入院させたりだとか、全く人格に障害はないよというの何人も下していたりしてというぐらい、本当に過去にばらつきがあったというのもあって、同時に二人のお医者さんの話を聞いて、被告人とも話してみて、どちらのお医者さんの言ってることの方がちょっと納得できるかなということが、すごい比較で分かったので、二人を出した方が分かりやすかったです。

司会者

どういう立証をするかというのは当事者サイドとしてもいろいろ考えるところだと思いますけど、その辺についていかがでしょうか。

宮田弁護士

今、弁護人の方が何でこんな人を出してきたのかが分からないという趣旨のご発言もあったかと思うのですが、弁護人の方が、最初に「弁護人はこういう主張をします。」ということ述べていると思うのですけれども、その意味がそもそも分かったか。

あと、そうやって最初に設定された問題にちゃんと従った立証を効果的に弁護人がやっていたかどうかというところの、ご忌憚のないご意見をお聞かせいただくとありがたいなと思います。

4 番

何ていうんでしょうか、こんなこと言っているのかあれですけども、弁護人の方がもう半分あきらめてたというか、僕の場合、裁判員が女性が4人で男性二人だったんですね。事件が事件ですから、犯人はもう徹底的に叩かれちゃうと。そんな感じなんで、弁護人の方はいかに刑を軽くするかということを考えているような雰囲気があったんです。だから、何か本当に情状酌量してもらって量刑をいかに下げるか、そういうようなことなので、あんまり争いというのはなかったんです。だから、弁護人の方も何かずっと流されていっちゃったというような感じで進んでたんですけど。

2 番

私の場合はかなりお若い弁護士の方がお二人だったんですけど、非常に何か劇場型というんですか、何かあんまり、何と言うんでしょうかね、ふざけているというか、私にはそうしか見えなかったんですけどね。求刑に対して、今まで12年間その事件が犯人が捕まらなかったからこれは懲役12年であると、そういうような言い方なんですね。非常にふざけているというか、私は本当に腹が立ちましたけども。何と言いますかね、これはもう無期か死刑かどちらかだというのは弁護士さんも分かってたんじゃないですかね、そういう感じもちょっとしたんですけど。そういう今までご両親が苦しんできた12年間を懲役12年に求めるというようなお話でしたから、そんなふざけた話はとても許せないとは思いましたけれども。

司会者

最終的な弁護士さんの意見が到底賛成できない内容だったということになるわけですか。

2 番

そうですね。本当に劇場型というか、自分をアピールするような形にし
か私には見えなかったんですね。犯人を救おうという感じもないし、真実
をもっとちゃんとあれしようとかという。ですから、反論というのもほと
んどないんですね、新しい証拠というか、そういうこともあんまり見れ
なかったです。ですから、そんな話があるのかと本当に腹が立ちました
私は。

8 番

宮田弁護士のご質問の、弁護士さんの主張の論点とかがよく分かったか
という話は、事前にこんなような感じの表と文章で、それぞれの主張が述
べられていましたので、何を言いたいかというのはよく分かってました。
ただ、それが無理だよというのも当然ありましたけど、内容的に。よく
分かりやすかったです。

司会者

検察官の方からは何か。

川原検察官

今、お話の中で、先ほどの包丁の話ですとか、あるいは弁護側の情状証
人の数等があって、疑問を持たれたということで、それが実際に審理の中
で、裁判官にあれはどういうことですかと尋ねられた、あるいは裁判官の
方からこれはこういうことですよという、法廷の外ですね、その分かりに
くさを解決するために何かそういったようなことがあったのか。

5 番

ちょうど今、包丁の話が出たので。もちろん実際に脅すのに使われた証
拠であるということで、証拠としては分かりやすい。先ほど言いましたよ
うに、それが実際に、例えば暴行の途中で包丁で実際に叩いたとか刺した
とかという供述は全く両者にはないんです。だから、それなのにわざわざ強

調したというのは、何か意図的な、検察の意図を感じてしまったという私の意見です。その後の評議内容は言えないですけど、あまりその包丁はもちろん論点というかにはなっていないので、やっぱりそうなのかなという結論からしてもそう思ってしまったと。いわゆる誘導するというか、それだけ殺意があったんだよということを主張したかったのかなとは思っただけです。

司会者

ほかの方にもお聞きしたいんですけども、そういう検察官、弁護人の主張、立証の趣旨等について適宜裁判官にもお尋ねになったりとか、そういうことはされていなかったか。

4 番

別にしませんでしたけど。

司会者

それは特に疑問もなかったからということですか、それとも何かちょっと分からないまま、そのまま。

4 番

分からないままというのでもないし、聞き流すといったらおかしいですけども、そんなに重要性があるのかなという。本当に、刑については情状、この人が調べてこうだった、ああだったというような話だったもんですから、あまり聞き流しちゃったという。

5 番

コミュニケーションでいえば、三浦裁判官がいたので別にこの場で言うわけじゃないですけど、すごいフレンドリーで、休廷の合間とかで本当に皆さんが分からないことがあれば何でも気軽に説明を、質問して何でも答えていただいていたので、コミュニケーションとしては、本当にこんなにざっくばらんに会話ができる制度なんだと感じたのは事実です。

司会者

公判の在り方について、まだ発言がされていない方にちょっと感想等を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

1 番

私は全く違和感がなくて、私も三浦裁判長だったんですけれども、非常に和やかな雰囲気、時間もたっぷり、我々の意見を引き出していただいて、とてもいい制度だと、やり方はうまくいっているなと思いました。

ただ一つ、先ほどから言われましたけど、量刑についてですね。我々は司法試験を受けたこともないし、受けようと思ったこともないんで、量刑のことについては本当に全く素人考えで決めなきゃならないんで、非常につらいなという思いがありました。もう随分時間がたってしまって、量刑を決める、とにかく我々は裁判にかかわる専門家ではないので、量刑を決めるに当たっては何か素人が選びやすいシステムを構築する、事件によって違うんでしょうけどね。

私がやったのは覚せい剤密輸事件で、非常に割と量刑は決めるのは簡単だと思うんですね。何グラム以上は何年、何グラム以下は何年以下とか、割とグラム数に比例して決まっていくような気はしますが。それにしても、私なんかは新聞で見て、元俳優さんのああいう事件で、それから芸能人がしょっちゅう度々逮捕されて、また出てきちゃって、非常に短く考えてたんですね。覚せい剤密輸は非常に重罪だということは、そのとき初めて知りましてですね。その後、新聞やなんかの何キ口運んでどうのこうのというのを見ると、私が担当した事件での判決も非常に正しかったと、その新聞記事を見て認識してるんですが。だけど、行った当初はどうも腑に落ちなかったですね。全く知識がないのに決めてきちゃったと、何か罪悪感を感じちゃったという気がしましたね。

だから、もっとたくさん資料を集めていて、どさっと渡されて、それを1

日か2日読んで、それから決めるという、そういうシステムがあった方が何となく納得がいくと。

それ以外のシステムは非常にうまくいってまして、全く、この場でも、そういった意味じゃ何も言う必要はないんだけど、ついでだから言いますけど、この制度と関係ありませんけども、評議のときに資料を渡されて、メモ用紙、筆記用具を渡されて、いろいろ記録しておいて、熱心に書いておいたんだけど、それを「みんな置いていってください。」と言うんですね、帰りに。時には、こうやって漫画じゃないけど落書きして、丸つけたりばつつけたり、いろいろやってたのが、帰りに全部置いていけと。最初に言ってくれればそんなことはしなかったのにとこの思いがありましてね。それは事務関係の方が関心を持っているところでしょうけども、裁判員制度とは関係ないんですけど、私はそれはショック受けましたね。落書きされたのを後からみんな見られちゃって、言ってくれれば書かなかったという思いがあります。以上です。

司会者

ありがとうございます。3番の方、6番の方にも、審理の分かりやすさという点で感じたことがあれば、お話をさせていただきたいと思います。

6番

私の場合、非常に分かりやすかったです。非常に説明が分かりやすかったです。ただ、ちょっと、担当した事件が親子関係の傷害事件だったんですが、長男の方だけで父親は出廷しなかったんですね。だから、呼んでもらって実際は父親の意見も聞きたかったんですけども、その点は呼ばれなかったんで、どうして呼ばれなかったのかなというのがちょっと疑問でしたね。

司会者

事件は。

6 番

傷害事件で，親子関係ですね。長男が父親をハンマーで殴ろうとして包丁で刺したり，幸い命は助かったんですけどもね。家庭の人も警察官には何回か相談にも行ったと言うんですけども，警察官が取り合わなかったような話だったんですね。もう少し警察の人にも親身になって聞いてもらえば，こういうような事件は起きなかったんじゃないかなと感じました。

司会者

今どうして来られなかったのかというのは，被害者の方ということになるわけですか。

6 番

ええ。長男がお父さんを切りつけたわけですよ。ただ，長男の方は出廷したけど，お父さんは出廷しなかったんです。だから，長男の親だから証人には来られないのかな，などと話はしますけれどね。ただ，父親の，やられたお父さんの意見もちょっと聞いてみたかったかなというような感じを受けました。

3 番

被告人は覚せい剤と知りながら共謀者と，共謀者がいて，その人と密輸入したと・・・。

司会者

何か分かりにくいというようなところはありませんか。

そういう点は記憶にないということでしょうか。

3 番

輸入した覚せい剤が大量だったです。

司会者

では，今まで発言で触れられていなかったところで，ちょっと私が一つだけお聞きしたいのが，冒頭陳述というのは検察官や弁護人の主張という

か言い分であって、それ自体は証拠でないということは、多分裁判をやっている過程で説明されていたと思うんですけども、それでもやっぱり証拠調べとちょっと似たような形でやる部分がありますが、その区別というのははっきりついてましたか、それともやっぱりちょっと証拠調べと紛らわしいようなところというのはありましたでしょうか。

6 番

私の場合はなかったですね。

8 番

ないと思いますね、そういうことは。

司会者

ほかの方はいかがですか。

4 番

別になかったです。

司会者

何か冒頭陳述で述べられていたことというのが、それに何か引きずられて判断してしまいそうな場面というのはなかったでしょうか。

大善裁判官

刑事 1 1 部で裁判官をしています大善です。よろしく申し上げます。

今の関係でちょっとお聞きしたいんですが、一定の期間、法廷で審理をやりまして、その後、評議ということで話合いが始まることになると思うんですが、その話合いの際に、いわゆる審理した証拠の内容についての記憶ですね。その辺り証拠の内容を思い出すことに対して苦労したことはなかったか、あるいは全然問題なかったか。

それが人、人証といって証人とか被告人の話と、それから証拠書類を読み上げるといったことがありますね、その両方で評議のときに記憶にとどめているということに対して違いがあるかどうか。

さらにもう一点，さっき司会者が言われたように，検察官と弁護人が，いわゆる冒頭陳述とあって，最初に「こういうことを証明します。」と言って主張をして，その後証拠調べが始まるんですけど，評議のときに，その冒頭陳述の内容だったか証拠の内容だったかが，記憶がちょっと思い出せないとかそういうことがなかったか。その辺り，どの観点でも結構ですが，その辺りをどなたからでも結構ですので，お聞かせいただければと思いますが。

1 番

そういうことは，こんがらがるといえることはなくて，非常に緊張感を持って，ほかのテレビを見たりなんかしてやってるわけじゃありませんので，法廷から帰ってきてすぐだから緊張感が続いていますので，全然忘れるってようなことはないですね。その裁判所に通っている間は全部覚えている。非常に，普段との緊張感が違いますので，忘れるということは。

大善裁判官

細かい証言の中身とかはどうですか。

1 番

そのままずっと焼きついて覚えていますね，そういう意味で。今でもまだ忘れられない。

7 番

恥ずかしながら，切られたという事実はよく覚えているんですけども，それに対して検察官がどういうふうに切ったかというのをちょっと，それぞれで「あれ，何て言ってたっけ。」みたいな感じにはなって。それで，そこは「何々って言ってたんだよね。」というふうに，多数決とは違うんですけど，複数の方が覚えてて何とかという。

大善裁判官

評議の中で何人かの方が覚えていて，それでそれを前提に進めたというか。

7 番

そうですね。

5 番

私も同じで、やはり陳述だったのか、最終的に証拠で確定した事実なのか、やっぱり若干混ざる点があったので、そのときはやはり人数がいるから、例えば裁判官の記憶であったり裁判員の記憶であったりということ、やっぱり多数決といいますか、多人数でやっていることのメリットはそこでも生じました。あとは、ホワイトボードで、やはりあいまいになっている部分は、今日裁判官がいるんですけど、事実の部分とあくまで推測の部分というような形で切り分けて、明確に、皆さんの意見を吸い上げてやっていったので、それもかなり、やっぱりそういうときには皆さん頭の中も混乱してたと思うので、それを積み分けていく作業を一つ一つしていったのが、やはり良かったのかなとは思っています。

7 番

ちょっと続きなんですけども。普段自分が切られることってまずないので、切られたというお話が「どん」と頭に入ってきて、それを例えば手首を切られたとして、それが時計回りだったのか反時計回りの切り口だったのかというのは、あんまり法廷の場だと頭に入ってこなくて、「あれ、どう言ってたんだっけ。」というのを思い出しながら、部屋内で裁判員が実演してみて、「こうだったんじゃないかな。」というふうな動きを試していました。

大善裁判官

例えば冒頭陳述で、検察官、弁護人の主張と証拠で、実際に証拠書類か、あるいは証人の証言とかと、両方出てきたようなものかなとか、あるいはこれは主張だったのかな、証拠だったのかなというのは、記憶がちょっと、特に審理が長いと混乱することは特になかったということですかね。

7 番

そうですね。ちょっとあって、「これは陳述だったのか、弁護の内容で出てきたのかな、どっちだったかな。」というので書類をぱらぱらめくって、メモをとっている裁判官、裁判員じゃなくて裁判官の方が「こうだった、このような発言をしておりました。」というふうに教えていただいて、「ああ、そうでしたね。」というふうになったりはしてました。

司会者

二つ目の話題事項、評議の在り方につきましては、もう先ほどからたくさん評議の中身につきましても発言がありましたので、ちょっとお一人ずつ、先ほどまでの発言と重ならない限りで、評議が話しやすい雰囲気だったかどうか、あるいは何か問題があると思ったかどうか、そこら辺についてちょっと伺いたいと思うんですけど、1番さんからお願いいたします。

1 番

評議の在り方は非常に理想的に進められて良かったと思います。全く異論はありませんので。

司会者

2番さん、お願いします。

2 番

評議は非常に良かったです。裁判長もいろんなことを教えてくださいましたし、こちら側にすごく気がつくときは、ひょっとしたらということではっと思うようなことがありましたし。それで、そうですね、評議の在り方は本当に良かったと思っています。

司会者

言いたいことは全部言えたという感じですか。

2 番

言えました。最初から最後まで。

司会者

3番の方，お願いします。

3番

裁判長の説明とかもすごい分かりやすかったですし。量刑がでもなかなか決まらなかったです。

司会者

言いたいことは十分に言えたという感じでしょうか。いい話ばかりでもなんですので，ちょっと何か問題点とか気づいたところがあったら，何でも言っていただいて結構なんですけれども。じゃ，4番の方，どうぞ。

4番

評議に関しては，すごくみんないろんな，一人，二人で決めるんでないんで，皆さんの意見を集約しているんなことをしゃべったものであって，自分では，さっきみたいな忘れていたようなこととかいろんなこともありましたし，そういうのも全部集約されますので，すごくスムーズに評議はいったと思いますね。結局よく分からないものですから，何がいいのかというのは分からないので，本当にこれでいいのかどうかというのは，いまだに思っています。

司会

5番の方。

5番

通常の裁判ではなくて会議等もそうなんですけど，私は普通に発言してしまうタイプなんですけど，やっぱり全くほとんど発言されてない方がいたんじゃないかなと思うのが事実です。それは意図的に裁判官がリードしてくれて，今回のように一人ずつ聞いてくるような方針をとるんですけれども，ボリュームはやっぱり，しゃべっている，極端な例を言えば，しゃべっている方が7割とか，残りのメンバーで3割ぐらいとかってパターン

もあり得るのかなってちょっと心配はしています。しゃべっている私が言うのも変なんですけど。

なので、民意を、全員の意見を尊重するというのであれば、ある意味、もうタイム制というか、原則的にある程度持ち時間を決めて、それでもしゃべりたくないとか、しゃべりづらい方もいるかもしれないですけども、全員の意見を均等に聞くような制度とか、評議の仕組みを作ってしまったらいいのかなと感じました。以上です。

司会者

ありがとうございます。6番の方。

6番

そうですね、今5番の方が言われたとおり、私の場合も発言者が私くらいだったんです。それで、何でみんな話さなかったのかなと思ったんですけども、できれば一人一人意見を発言してもらえばよかったんじゃないかなとは思いました。

ただ、私が思い出すのはですね、テレビや何かでは「なるほどな、こういうもんか。」って簡単に思ってたんですけどね、「実際に自分が出たらできるのかな。」という疑問があって、今まで裁判員制度ができるまでに関わられた方々の御苦労というのは大変なものだと改めて痛感しました。御苦労さまでございました。

司会者

ありがとうございました。7番の方。

7番

私のところの評議では、皆さん発言をすごいされる方だったので、雰囲気もとても良く、意見も活発に交わしてはいたんです。

ただ、ちょっと気になるなと思ったのが、一番最初にも述べたように、裁判というのは被害者のためのものではなくて裁かれる者のためのものなんで

すけれども、やっぱり一般市民が参加してくると、どっちかという加害者よりは被害者よりの目線に立った物の考え方がすごく強くなってしまって。

私の場合は、それが被害者のためじゃなくて加害者のためだと知ってたので、その辺はすごく納得してたんですけど、その辺納得されてない方は評議中もあんまり納得されてなかったような気がして。なので、この裁判員制度の場合に、そういう前提がもうちょっと一般の市民の方に広く浸透するような状態にしなければいけないんじゃないかなとは思いました。

司会者

ありがとうございます。8番の方。

8番

私も7番さんの意見に賛成で、被害者側に有利に感情的になっちゃう部分がありましたね。結局、量刑を決めるときに、「今までこういう事件のときは何年、何年、何年。」とグラフを見せられて、結局その落としどころかなと決めちゃう部分があったんで、やっぱり量刑の部分については専門家の方に決めていただいた方が、特に重罪の場合、死刑とか無期とかになったら、それは我々にはきついなという気がしましたね。

司会者

ありがとうございました。それでは、最後の話題事項ですが、守秘義務について。これも皆さん、どなたも大体同じように守秘義務の問題に直面したと思いますので、これも順番にお聞きしたいと思います。

裁判官から守秘義務の趣旨等について説明があったと思いますけれども、それについて納得されたかどうか、また守秘義務を負担に思ったかどうか、守秘義務を課すこと自体についてどう思うか、この辺りについて、お一人ずつお話を伺いたいと思いますが。

1番

個人情報保護法なんか、「ちょっと名前を教えて。」と言うと「いや、教

えたくない。」という、過剰に使われているところがある。

私は守秘義務について非常に拡大解釈してまして、相当のことを言っちゃいけないと思ってたんです。で、こちらへ来まして説明を受けて、もう法廷で言われたことはみんな言っても構わないんだということがやっと分かりましてですね。だから、内容について、どの程度言ってもいい、言ってもいけない、あるいはこの辺はグレーではっきりしないとか。それから、話す人について、自分の女房はいい、父親もいい、高校の同級生はややいいとか、そういうことをかなり具体的に何か。

それから、期間ですね。これもやっぱり時効というのがあるでしょうから、死ぬまで言っちゃいけないのかというと大変つらいので、10年たったら言っていいよ、3年たったら言っていいよとか、そういうことがはっきりすればどうということもないんだけど、その辺がはっきりしていなかったので大変つらいなという思いで来まして。で、来て、その説明を聞いて、みんな随分過剰に守秘義務を思っていて、女房以外の人には一生言っちゃいけないとか、それをつらいなというふうに思っている方も結構いるんですね、私の友達とか。

だから、報道関係者の方にもお願いなんですけど、もうちょっと具体的に例を挙げて、そんなに広い範囲でやってるんじゃないよと、ちゃんと法律で、この範囲で決まっていますよというような記事でも作ってもらいたいと思いました。

司会者

守秘義務を課すこと自体は。

1 番

それは当然であって構わないんですが、そういう法律を適用していることがまだ周知されていない。私が知らなかったという、それだけの話かもしれませんが。その辺もうちょっと、まだ3年しかたっていないので、ま

だまだ。いまだに私は勉強不足で知らないんですけど、いつになったら言
っていいのかと。一生言ってはいけないということはないと思うんで。も
ちろん何を言ってはいけないのか、かなり最初にはっきりしましたけど、
こういうときにも絶対言わないように気をつけていますが、その絶対言わ
ないようにということをいつまでなのかですね、50年先まで言っちゃい
けないのか、10年先は言っていいのか、あるいは3年で言っていいやと
いうのか、その辺は勉強不足で何も知らないんで、そういうことに関して
裁判員で来られる方には、もうちょっと数行じゃなくて数ページの資料を
作って、裁判員の方に、候補の方に、裁判員は当日来て抽選で当たるわけ
だから、そうじゃなくてその日にお帰りくださいという方に対しても、そ
ういう資料を渡しておけばPRになると思いますね。

司会者

分かりました。守秘義務の範囲を明確にしてほしいと。

1 番

そうそう。私が勉強不足なのかもしれませんが、非常に、もうちょっと
PRしてもらいたい。

司会者

2 番の方をお願いいたします。

2 番

私は大分もう逸脱していると思っています、自分自身。私みたいに感情
的になっては本当はいけないと思ったんですけども、とにかく許せない
ことは許せないと思いますので、もうちょっとこれ。もちろん、その方の
姓名とかいろんなことがありますけど、そういうことは別として、とにか
くあったことについても、それについて本当に私はしゃべりまくったよう
な気がします。ですから、これ言われても、ちょっと私は守れません、あ
る程度のところまでですね。

もちろん、何と申しますかね、単に私は守れなかったんだと思いますけど。とにかく私が担当した事件は許せないもの、私の中ではとても許せないことだったものですから。そういう感情をむき出しにしてはいけないのかも分かりませんが、私はそうなってしまいましたね、どうしても。

司会者

3番の方、お願いします。

3番

守秘義務について、友人とかに言っていいことと言っちゃいけないことの区別ができなかった。

司会者

区別が難しかったと。守秘義務を負うということ自体はどうですか、それはやむを得ないと思いますか。

3番

それはやむを得ないと思います。

司会者

4番の方、お願いします。

4番

裁判長の方から言われたんですけども、裁判員制度をするに当たって、みんなに、ある意味でこういう「裁判員になったということを宣伝してほしい。」というようなことを言われたんですね。そのために、「いろんな人にどんどんしゃべってください。」と。「ただ、守秘義務があるので、評議の内容とかそういうところは、細かい内容はしゃべられたら困るけれども、こういう裁判をやった、ああいう裁判をやったというのは構わないからどんどん言ってくれ。」と言われたんです。

だから、そういう意味では、守秘義務というのは細かい内容はだめだろうけれども、大まかにこういう裁判やったとかというのはいいんじゃないかなと

いうふうには思っています。

司会者

5 番の方。

5 番

守秘義務は，裁判員制度ではもちろん守っていかなくてはならない制度だとは思いますが。

通常の私の業務上でも守秘義務契約とかNDAとかノン・ディスクロージャー・アグリーメントとかは当たり前のように行われていますので，私はむしろもう少し守秘義務契約をきちんと結んだ上でやっていかないと，やっぱり素人の人が急に参加して，個人名やその家族の名前やその住所等まですべて分かってしまうんですね。なので，やっぱりそこを厳密に管理していただける前提の人に任せないと，私はちょっと逆に自分の親族が裁判にかけられる側になったら困るんですけど，いろんな身内に置きかえたり，逆に被害者側になったとしても，その辺りの個人情報や，例えばネットで簡単に配信されてしまっているようなことを考えただけでも本当に怖いので，もう少しNDAというか守秘義務の契約というか，裁判員に対する義務を明確にしてもいいのかなというのが個人的な意見ではあります。以上です。

司会者

ありがとうございます。6 番の方，どうぞ。

6 番

扱った事件でですね，内容をしゃべらないように注意をされたんですよ。でも，どうしてもやっぱり家族はどんな裁判だったか聞くわけですけどね，うやむやに答えてましたけれども。家族にも話しちゃいけないのかなというのがありましたね。

司会者

家族にも話してはいけないのではないかとということで悩ましかった。

6 番

なるだけ，裁判のことは話さないようにというようにしていましたね。

司会者

守秘義務を負うこと自体についてはどうですか。必要なものだと思いますか。

6 番

それはやっぱり必要だと思います。

司会者

必要だと思うと。それでは，7 番の方，どうぞ。

7 番

被告人だったり加害者だったり被害者だったり，あと参加者，一般の裁判員だったりを守るために，守秘義務は絶対なきやいけないものだなとは思うんですけども。

ただ，それとは別で，せっかくこういう制度を導入して国民感情が裁判に反映されるようになりました。でも，それをどこまで言っていいかというのは，自分の中で個人情報につながらない部分であれば，周りの親しい人にお話ししていいとは思っているんですけども，世間一般の人だと，やっぱりそういう裁判員になったという話をしても，「そこはちょっと何か守秘義務に触れそうだから，ごめん，聞きたくない。」とか，「言わないで。」とかというふうに，かえって拒まれるんです。

私が担当した案件的には，家庭環境だったりとかという部分があるので，そういう子育てとかについて考えさせられて，周りの人といっぱいお話ししたいなと思うんですけど，個人情報はもちろん伏せた上で。

ただ，世間の感覚としては，そういう裁判にかかわった情報は一切，何か危なそうだから知りたくない，聞きたくないと拒まれちゃって，何か，ままならないなあというのがあります。

司会者

ありがとうございます。8番の方，どうぞ。

8番

私自身が今回の守秘義務について完ぺきに理解してないという気持ちがありまして，もうちょっと限定された項目について，はっきりしていただけた方が良かったのかなと。だから，もしかしたら私は守ってない，2番さんと同じように守っていないのかもしれないというおそれがちょっと自分でありますね。もっとはっきりしてほしいです。細かく，何を言っちゃいけないとかですね。

司会者

はい，分かりました。オブザーバーの方から，今までの話の中で何か聞いておきたいということはございますでしょうか。

藤田弁護士

評議についてなんですけれども，審理スケジュールが出るときに，あらかじめ評議の時間も決まっていると思うんですね。判決の日が大体もう決まっていますのでね。評議する中で，時間がもっとほしいなと，もっとじっくり話し合いたいんだけど時間が来てしまったなと感じたことはありませんでしょうか。

2番

もっと長く時間が欲しかったです。

司会者

どのくらいというか，あと1日，二日くらいですか。

2番

はい。

司会者

ほかの方はいかがですか。

8 番

私は十分でした。

7 番

私も十分でした。

大善裁判官

さっき、量刑を決めることが非常に難しいというお話があったと思いますが、確かに、いろんな悪い事情、いい事情をいろいろ議論した後、その後、量刑について話があるんですけど、そのときに過去の量刑のグラフみたいなものを配付された人もいらっしゃるかなと思いますが、そのグラフを配るタイミングみたいなこととか、どの程度参考になったかとか、その辺りについてご意見がある方がいらっしゃったら、お話ししていただきたいと思います。

5 番

もちろん最後に、最終的に何年とかに設定すればいいのかという話まで、かなりの結論が、事実確認とかが終わった後に、じゃあ最後にその事実がすべてみんなで判断した事実に基づくと、どの刑が当たって、何年になるかというような持っていき方をしていたので、タイミングとしては後半の部分でいただいてから具体的な数字が挙がる。

ただ、これ最後にそういう機会があるかどうか分からなかったんですけど、裁判員制度が民意を尊重してということであれば、むしろそういうデータを、こんなに限られたメンバーではなくて、むしろアンケートじゃないけど、無作為にアンケート等でやられて、現状の判例が民意に即しているかどうかという、むしろそういったような方式をとられた方が本当は意味があるのかなと、私はその意見だけは今日言って帰りたいと思って参加しているので。

それは新聞にもありますように、性犯罪とかで、例えば今刑が重くなる傾向があります。例えば逃げ得というか、メンバーによって得が出るという行為は私は許されないと思います。もしそれが民意であれば、どの裁判員のチ

ームでも同じような形で刑が重くなるのが本来の民意になるかなと思うんで、やはり先ほどもちょっと裁判官と話をしたんですけど、裁判員はランダムなところはある意味いいんですけども、年代や性別によって正直やはり全然考え方が違うんですね。だから、ある程度のそういった選択というか、サンプリング手法がないと、かなり裁判によって片寄った、そうすると、被告人にとって、被害者にとって、それが本当に有益なのかなと迷っているのが事実です。ちょっと長くなってしまったんですけど。

司会者

ありがとうございました。ほか、よろしいですかね。それでは、最後の30分につきましては、報道関係者の方からの質問を受け付けるということになっておりますので、報道機関の方から質問をお願いいたします。

A社甲記者

幹事社から1点質問させていただきます。

間もなく制度施行から3年で、見直しの議論も持ち上がっていると思うんですが、皆さん今いろいろな意見があったと思うんですけども、制度について、具体的にこの部分は改善すべきじゃないか、見直しすべきじゃないかという点がもしあれば、例えば評議や守秘義務にかかわらず、裁判の後の裁判所の対応なども含めて、意見があればぜひ伺いたいと思ったんですけども。

司会者

いかがですか。

6番

評議の日にちはもう少し時間をとってもらいたいと思いますね。

司会者

先ほどの質問の答えとも重なると思いますけど、評議時間が短いという。

6番

ええ，もう少し，1日じゃなくて何日かちょっと，やはり評議の時間を何日か延ばしてもらえればというような感じがしますけれども。

司会者

途中で延ばすというのはなかなか難しいものですから，そうすると評議の時間をたっぷりとれるように少し長目で呼び出してもらってもいいというお考えでしょうか。

6 番

はい。

司会者

分かりました。はい，どうぞ。

1 番

ちょっと突拍子もない意見で恐縮なんですけど，私の友達によると，大体はやっぱり法律に引っかかっちゃうといけないからって，あんまり聞いてくれないんですね。「裁判員に行ってくるよ。」って言ったって。

やっぱり行きたくないという人がすごく多いんですけど，中には，「どこへ申し込んだら行かれるの。」という人も何人かいまして，そういう人たちの気持ちを考えたら，もう電車賃も何もいらなからとにかく行ってみたいという，そういう人も中にはいるので，そうすると，そういう人には志願して来てもらって，ある程度そういう志願者はプロ化，職業化してもまずいので，ちゃんと審査して，あなたは許可しますよって。ただし，そういう方はもう余裕があるので交通費も1日何千円という制度，そういうのを払わないで，それでもいいですかと，それでも参加したいですという人は当然いるわけで。

そうすると，来たくないという人がその分助かるし，国の財政も幾らか助かるので，そういう10%とか5%とか，ある程度役に立ちたいので電車賃はいらないと，そういう人の志願も認めていいんじゃないかと。大変，変な

こと言ってすみませんが。

8 番

今の報道の回答で、やっぱり何度か私言ってますけど、特に重罪については量刑判断を我々素人が短い期間で判断するのは非常にきついですね。被告のこれからの人生一生を左右する問題でしょう。だから、それはやっぱりプロの方にやっていただく方がいいんじゃないかと思います。

5 番

私もそれは全く同じで、量刑は、もう素人で集まって本当に短い時間で決めるものであれば、事実確認を裁判員が判定して、あとはそれはプロの、それはどの職業でも当たり前だと思うんで、そこはもう少し改善されてもいいのかなとは感じます。

司会者

その程度でよろしいでしょうか。

A 社甲記者

私から一点お伺いしたいんですが、裁判のその後、例えば被告が控訴したのか、もしくは控訴審の行方などについて気になって、それを教えてほしいけれど、そういう仕組みがないので困ったとか、そういうご経験をなされた方は。

4 番

はい。実は、僕のと看そうなんですけども、控訴しましたという連絡までは来たんですね、判決文と一緒に。「その後、控訴しました。」でそれで終わっちゃってるんです。だから、その後一体どうなったのかというのはちょっと知りたいと思ひまして、いろいろホームページなんかも調べたんですけども全然分からない状態なんで、何かそれを分かるような仕組みというんですか、それが欲しいなと思つて。

何のために審理までして判決まで出して、やったのに、被告の人はそれを

不服として控訴しているわけですから，それで一体どうなったのか，またその後の結果がどういうふうになったのかというのは，ちょっと知りたいところではあります。

司会者

1 番さんは，何か尋ねられたと。

1 番

そう。私は責任上行方が知りたいと思ひまして，何かこんな札をもらいましたので，そこに電話番号が書いてあって，三浦裁判長の21部というか，「あれに出た者ですけど。」ってこちらへ電話したら教えてくれまして，「ただし日程はまだ決まってない。」と言われました。だけど，その後，何回も電話するのも気が引けて，そのままにしてたんですが，やっぱり今言われたように，責任が，我々も参加した責任があるので，公表しないまでも，裁判員に参加された方だけにお知らせするというようなシステムがあってもいいんじゃないかと。大抵，参加された方は全員，その行方を知りたいと思っているんじゃないですかね。

司会者

ほかの方はいかがですか。

6 番

賛成ですね。

7 番

多分被告人は認めてたので，多分上訴とかはしてなかったんだろうなと思って，何の知らせもないまま，そうなんだろうなと思ってました。

そういう知らせが来るようになってるのであれば，ちょっとうれしいですね。

司会者

よろしいでしょうか。ほかに報道関係の方からご質問いかがですか。は

い，どうぞ。

B社乙記者

B社の乙と申します。どうもありがとうございます。

量刑判断が難しいというお話が幾つか出て，その理由の大半は，恐らく相場感といいますか，職業裁判官の方と違って，どれぐらいが適切かという基準がないというところが理由として多かったかと思うんですが，それ以外に難しさの理由になっているようなところというのはありますでしょうか。もしある方がいらっしゃれば，教えていただきたいんですが。

5番

重罪だとないたと思うんですけど，私たちの裁判は執行猶予か実刑かという判断です。なので，多分その判断も全く雲泥の差だと思うんですね。やっぱり実際に入るのと，入らないのとで。なので，そこを，その人の人生を背負ってしまうまで考えてしまうと，本当にどちらかというところか，場合によっては実刑を裁いたという，本当に罪悪感の方が強くなってしまって，逆にさっきの話とも連動するんですけど，その後もう一度例えば控訴とか上告して，正しくまた証拠が適正に見つかって，例えば判断が覆ったりしても，本人にとってはそういう方が幸せなのかなとかいろいろなことを考えてしまったので，やっぱり実刑か執行猶予かというところは一つ迷う，皆さんやっぱり素人のメンバーだと迷うのではないかなと思います。

8番

あと，おおむね裁判員制度はその量刑の件はあるにしても，いい制度だと思うんですけど，検事さんには申し上げにくいんですけど，昨今の事件では，検事さんがねつ造した証拠を，明らかにというのがありますよね。それがやっぱり取調べが可視化されていないから，せっかくのいい制度が全く無駄になっちゃうという部分があると思います。可視化されなければ。

司会者

可視化が必要であるということですね。

8 番

ええ。されなければ、せっかくいい制度でも無意味になっちゃいますよね。自白してると言うけど、実は自白してなかったりとか。

司会者

今の質問に対しては。はい、どうぞ。

7 番

ほかの方と公平にするためにというのはもちろんあるんですけども、大体禁錮何年とかって定めてしまうと、出所してきたときに何歳になって、じゃそこからちゃんと就職して生活できるのかなとか考え始めると、じゃ何年まで服役しても大丈夫なのかなというのはすごく悩まされました。

普通の何の犯罪歴もない人ですら就職難を叫ばれている昨今で、そんな出所してきたという前科があるような状態の方がちゃんと働いて、働かないと更生することってなかなか難しいと思うんですけど、そういうのを考えると何年が妥当なのか、それでこの人が出てきてこの年齢で生活できるのかなというのが全く見えてなくて。

そういうふうな支援制度があって、何かそういう就職口をあっせんしているというのをちょっとはテレビとかで見たりはするんですけど、実際どの程度あるのかというのが分からないので、本当にこんなに服役して大丈夫なのかなというのが分からなくて不安でした。

司会者

その辺の情報がもう少しあると、量刑も判断しやすかったですか。

7 番

そうですね。出てきて四、五十代になって、本当に大丈夫なのかなって、生活ができないからまた犯罪に手を染めるとか、そんなことには絶対なっ

てほしくないけど大丈夫なのかなというのはすごいありました。

C 社内記者

控訴審についてお伺いしたいんですけども、最高裁の方で、控訴審は裁判員裁判に次ぐ事後審ということで、裁判員の判断を尊重すべきだというような判断を示しているんですけども、裁判員を経験された方は、控訴審でプロの目でどんどん見直してほしいと思うか、それとも裁判員制度の趣旨を考えてある程度尊重してほしいと思うか、どういうふうにお考えか教えてくださいいただけますか。

司会者

この点はいかがでしょうか、どなたでも結構ですが。

7 番

私は、どちらかといえば裁判員の判断を尊重してもらいたいなと思って。さっきの、量刑が幾らが適切か分からないです、プロに決めていただきたいという意見はもちろん分かるんですけども、こういう制度が導入されたのって、結局そういう前例にのっとったという、何だろーな、システム化された運用になってしまっていて、被害者側の感情が読み取れてない、一般市民の感情が読み取れてないからこそ導入された制度なんだから、どっちかというところ、そういうプロのシステム化されたものよりは一般の市民の意見を尊重してもらいたいなと思います。

司会者

ほかの方、いかがですか。

5 番

全く同じです。せっかくこの制度があるのであれば、やはり裁判員の判定が一番重視されて。

ただ、新しい証拠とかまた別な証拠が加わったのであれば、もう判定が覆ったり、同じになったりということは納得できるんですけど、ほぼ同じ条件

で、結局裁判員の判断が間違っていたということであれば、この制度自体、通常の考え方でいえばやらない方がいいという制度になるわけですから、そこはある程度尊重はしていただきたいと思います。

司会者

ほかの方はいかがですか。高等裁判所で判決が破られることというのはあってもいいことか。

4 番

実際はどうなんですか。

司会者

実際は、それは個別の事案ですね。

4 番

ただ、やっぱり何のために我々が判決、そういうものを出したのかというのが分からなくなってしまうというのはあると思うんですね。

確かに、いろんな新しい何か違うものが出たら、それは別の問題なんですけれども。そのためにやっているわけですから、やっぱり本当は上訴なんてしてほしくはないとは思いますが、そういう意味では。

D 社丁記者

D 社の丁と申します。先ほどの関連で、検察の不祥事のことがありましたけれども、実際に法廷で検察官への信頼感とか不信感というのは、どのくらい初めに先入観というか、あったんでしょうか。

8 番

私の案件に関しては全くなかったです。マスコミの報道で感じたことをさっきは言ったんですけど、私のときの検事さんは非常にいい感じでした。

司会者

その点について、何か感じる方は。

7 番

私も報道とかを見ていたので、何か弁護士にしても検察官にしても、何かしら被告人に対して決めつけにかかるような流れなのかなって、ちょっと心配だったんですけども、実際に行ってみたらそんなことはなくて、どちらの立場の方も被告人に対してとてもよく考えているんだなって思いました。

司会者

報道関係の方、ほかに質問はありませんか。

D社丁記者

D社の丁です。

皆さん、在任期間というのはそれぞれ違うと思うんですけども、お仕事とかの負担とかというのはどうでしたか。働いていらっしゃる方が多いと思うんですけど。

司会者

その点について、いかがですか。仕事への負担というのは。

5番

私はちょうど1週間、月曜日から金曜日、拘束というか参加したんですけど、やはり正直に言いますと休みづらいですよ。その裁判員を担当した後のアンケートというかコメントしたんですけど、忙しい人でもやっぱり社会として参加できる風潮にしていただかないと、参加できませんという人が片寄ってもこの本来の制度の目的は果たせないと思いますので、この日本全体として、これはもう参加することが当たり前であり、企業としてもそれに協力することが当たり前であるというような風潮を作っていたらいいのかなと思います。

幸い、私の会社も早くから特別休暇制度を導入していただいて、今回その1週間というのは普通の有給とは別な、特別な休みとして給料も補てんされた形でというような考え方になっていたもので、それはありがたかったです。

D 社丁記者

例えば5時に終わられて、その後会社に1回戻って仕事をして、あるいはここに来る前に仕事をしてから来るとか、中にはいらっしゃるのかなと。

5 番

そうですね。もちろんメンバーの中にはそういった方もいましたし、私も今メールとかスマートフォンとか持っているんですけど、結局そういった連絡は取り合えるわけですから、休憩時間を利用して連絡を入れたりということは。やはり1日全く遮断した形で生活するというのは、多分社会人にとって難しいんじゃないかなと思います。

司会者

多分それぞれ個人的な事情は違うんだと思いますので、ちょっとほかの方にも順番に聞いてみたいんですが、その点いかがでしたでしょうか。まず、じゃ6番の方。

6 番

私の場合は別に差し支えなかったですね。

司会者

7 番の方は。

7 番

私の方も同じく、もう、制度が導入されてすぐ会社の方が特別休暇制度を設けていたので、何かもし会社でトラブルがあったらすぐ連絡できるような状態にはなっていたので、特に支障はなかったです。

司会者

8 番の方は。

8 番

不謹慎な話なんですけど、いい小遣いになりました。もうかりました、私自身は。

司会者

4 番の方。

4 番

僕も結局は朝仕事をして、ここへ来て、その間は、中でもいろいろやりとりはメールとか携帯ありますから、そういうのをやって、また大体5時に終わりますから、それから会社へ戻って仕事という形ですね。その間は何とか、僕も大体1週間ぐらいだったんですけど、うまくいってました。

司会者

3 番の方はどうですか。

3 番

特に・・・。

司会者

特に負担はなかったですか。2 番の方はどうですか。

2 番

特に問題はありませんでした。楽しくやらせていただきました。

司会者

1 番の方はどうですか。

1 番

私は零細企業の会社の社長なので、特に休暇とかそういうのは関係ないんですが、帰って、9時過ぎまで残業しましたけど、それよりも、1週間前、2週間前がとても緊張して、何かあったらいけないと思って、「あれはこうしろ。あれはこうしろ。」とみんなに言って、こっちがナーバスになって、うちの従業員がみんなはらはらしてましたけど、私が1週間ちょっといい間順調にやってまして、このまま引退しても大丈夫かななんて。大変、うまく思えば骨休めになって良かったと思いました。

司会者

よろしいですか。まだ若干時間がありますので質問を受け付けられますが。

E 社 戊記者

E 社の戊と言いますが、先ほどの守秘義務のお話で、周りの方のほうがかえって気を遣って、法律に触れるので聞かないというお話が幾つかあったんですが、実際にそのご自身の経験をどの程度終わってから周りの方に話したのか、話していないのか、話したとすればどんな方にどの程度お話ししたのかというのを教えていただきたいなと思うんですが。

1 番

7 番の方がおっしゃられたように、周りの方が気を遣って関わりたくないというんで、よく聞いてくれないんですね。

私は、初めは法廷である事件の被告の名前とか事件のあれとか言っちゃいけないのか、それからこの裁判員で来ること自体をあんまり言っちゃいけないという、何か書類で読んだ気がするんですよね。

自分の友人、知人には言ってもいいけども、インターネットで言っちゃいけないとか、演説とかでは言っちゃいけないとか、裁判員として来ること自体、そういう、どこかで読んだ気がするんですよね。だから、黙ってたんだけど。

友達、同級生、知人、会うような人たちには「行ってきたよ。」と言うんだけど、向こうは話にうまく乗ってくれないんですね。それで、私は女房に話ただけで、息子もちゃんと話を「そうかそうか、またか、またその話か。」というんで、あんまり聞いてくれませんでした。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

8 番

私、スポーツジムの知り合いの女性に「裁判員に行ってるんだよ。」と言

ったら、態度がぱっと変わって、「守秘義務があるでしょう。」と。その後も何かね、人間的に軽べつされたみたいで、態度がずっと今も修復しないんですよ。それだけです。

5 番

もっと分かりやすく、やってはいけないことを具体化してもいいのかなと思います。評議中はむしろ言うてはいけないと思うので、逆に弁護士とかとの接触の機会が出てしまっても問題ですし、いわゆる裁判をしている、評議が終わるまでの間はある程度公表しないという考え方はいいのかなと。

ただ、終わった後は、法廷で話されて、ある程度公になっている情報は、私はNDAの話をしてしまったけど、普通にしゃべっていい情報はしゃべりますと、それは自分からというよりは聞かれれば話すという感じで。あとは、個人名であったり、先ほど出したように住所も、より具体的にもう少し話してはいけないということを詳しく説明された方が、むしろこれはPRとしては話していただいた方がいい面もあるはずですから、その辺りをもっと参加者に分かりやすく、しゃべっていいこと、悪いことみたいな形でやらないと。確かに、「何から何までしゃべっちゃいけないんでしょう。」と私は妻には確かに言われました。帰った日は、「本当に何もしゃべっちゃいけないんでしょう。」というようなことを質問を受けたので、やっぱりそういう誤解というか、かなりしゃべってもいいこと、悪いことの区別が、ほとんどの方でまだできてないんじゃないかなとは感じました。

4 番

やっぱり同じようなんですけども、何せ向こうの方が、相手の方が気にして、何かしゃべろうとしても「いや、いいです。」と、「あまり聞きたくないです。」という感じで、あんまり。だから、こちらとしてもあんまり、じゃあ別段しゃべらなくてもいいのかと思って、しゃべらなかつたんですけども。そんな感じで、ほとんど内容は聞かれませんでした。

司会者

よろしいでしょうか。ほかに質問はございますか。

A社甲記者

すみません，1点いいですか。

結局，そういうふうに関心の方から気を遣われて話ができない，結局そうすると，周りの人にもそういう経験が共有されずに，この裁判員制度がなかなか市民に広がっていかないような側面があるのかなと少し思ったんですけども，やっぱりそれをきちんと市民に周知するために，もう少しこういう制度があったらいいんじゃないかとか，もっと発言の機会を増やしてほしいとか，もしくは守秘義務を分かりやすくしてほしいとか，何か思うことはありますか。もしくは，自分だけにとどめておきたいと思うのか。

7番

守秘義務の範囲は，多分しっかりした方がすごいいいんだろうなと思います。

私が認識している守秘義務の範囲だと，もちろん個人情報がありますし，そのほかには，何日の法廷に参加したと言うと，その日行われた法廷の内容から，もしかしたらこの案件なのかなというふうに芋づる式で分かっちゃうから，何日も駄目というところはもちろん出てくるとは思うんですけど。

例えば，「こういう案件だったよ。」というのであれば，何かそういうのを受けて，こういうふうにちょっと自分たちも生活を改めようとか，そういうふうに話を持っていけるはずなんですけど，そういうどこまでというのが，言う方も言われる側も受け入れられる態勢に全くなっていないから，せっかくの制度がちょっとあんまり生かし切れてないのがもったいないなとすごく思います。

5番

皆さんが，ある意味裁判員になったということ自体を隠さなくてはいけ

ないのかという，まず本当に，根本的な，そこをまず最初に説明いただいて，なったという行為はよくて，評議に参加したということの内容を話さなければいいというような，何か逆にやってはいけないことではなくて，逆転の発想で，話してもいいことをむしろ提示して，こういう形できちんと義務ということで参加しましたというような，こういうことは話してもいいんですよという説明をより分かりやすくしていただけると，私は逆に聞かれれば話しますし，先ほどのように特別休暇を取ったわけですから周知の事実で，「何で休んだの。」と言われれば「裁判員に参加したんです。」と私は答えてました。その行為は間違っていないと思うので，もし間違っていたら今注意していただければなんですよけれども。なので，そういったことを，しゃべっても問題ない範囲を逆に明確にさせていただくというのも一つの手かなとは思いますが。

司会者

ほかに質問はございますか，よろしいでしょうか。では，そろそろ時間も来たようですので，意見交換会は終わりにさせていただきたいと思えます。ちょっと司会の不手際で十分話ができなかった方もいらっしゃると思いますが，本当に今日は長時間のご協力ありがとうございました。

以 上